

○春日井市地域生活支援事業規則（抜粋）

平成18年 9 月29日

規則第66号

改正 平成20年 3 月24日規則第 7 号

平成24年 3 月30日規則第28号

平成25年 3 月15日規則第23号

平成28年 2 月29日規則第13号

平成28年 5 月31日規則第44号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 相談支援事業（第 4 条・第 5 条）

第 3 章 意思疎通支援事業（第 6 条—第12条）

第 4 章 地域生活支援サービス（第13条—第32条）

第 5 章 日常生活用具給付等事業（第33条—第38条）

第 6 章 補則（第39条—第41条）

附則

《省略》

第 2 章 相談支援事業

（基幹相談支援センター・障害者生活支援センター）

第 4 条 相談支援事業の円滑な実施を図るため、基幹相談支援センター及び障害者生活支援センターを置く。

2 基幹相談支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

（1） 障害者等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助に関すること。

- (2) 各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援に関すること。
 - (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
 - (4) 権利擁護のために必要な援助に関すること。
 - (5) 専門機関の紹介に関すること。
 - (6) 障害者生活支援センターに対する専門的な指導、助言に関すること。
 - (7) 地域移行・地域定着の促進の取り組みに関すること。
 - (8) 春日井市地域自立支援協議会に関すること。
 - (9) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第32条第2項各号に掲げる業務に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 3 障害者生活支援センターは、前項第1号から第5号及び第10号に掲げる事業を行うものとする。

（地域自立支援協議会）

第5条 相談支援事業を効果的に実施するため、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の規定に基づき、春日井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
- (1) 相談支援事業の運営評価等の実施に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 相談支援事業の機能の強化に関すること。
 - (6) 障害者の差別の解消の推進に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業を行う者
 - (2) 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び第22条の指定地域生活支援サービス事業者
 - (3) 保健及び医療関係者
 - (4) 教育及び雇用関係者
 - (5) 障害者関係団体の代表者
 - (6) 優れた識見を有する者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

《省略》